

平成22年「高齢者の雇用状況」集計結果

～「高齢者雇用確保措置」実施済み企業は約95.4%とさらに進展しました～

厚生労働省では、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成22年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめたところですが、うち千葉労働局管内分について公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け(平成25年4月から65歳)「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置^(注1)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業3,465社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模の企業を「中小企業」、301人以上規模の企業を「大企業」としています。

<ポイント>

1 高齢者雇用確保措置などの実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は95.4%(前年比0.3ポイント上昇)

企業規模別でみると、「31～300人」規模の中小企業は95.1%(同0.4ポイント上昇)。うち「31～50人」の企業は93.2%だが、前年からは1.3ポイント上昇している。

一方、「301人以上」の大企業は97.9%(同0.6ポイント低下)となっている。

【別表1】

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は50.9%(同1.4ポイント上昇)

企業規模別では、「31～50人」が58.7%(同0.4ポイント上昇)、「51～300人」は50.2%(同1.6ポイント上昇)、「301人以上」の大企業は30.1%(同2.8ポイント上昇)となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。【別表4】

「70歳まで働ける企業」の割合は22.6%(同0.7ポイント上昇)

企業規模別では、「31～300人」の中小企業は23.1%(同0.5ポイント上昇)となっており、うち「31～50人」では22.6%(同1.1ポイント上昇)となっている。

一方、「301人以上」の大企業は17.8%(同2.8ポイント上昇)となっている。

【別表5】

2 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた人10,297人のうち、継続雇用された人は7,241人(70.3%)、基準^(注2)に該当せず離職した人は117人(1.1%)

希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人3,194人のうち、継続雇用された人は2,776人(86.9%)。基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人4,513人のうち、継続雇用された人は3,284人(72.8%)、基準に該当せず離職した人は102人(2.3%)となっている。

【別表6】

3 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

60～64歳の常用労働者数は52,310人で、前年より16,250人(45.1%)増加

義務化前の平成17年とでは、比較可能な51人以上規模の企業で比較すると、18,510人から48,508人へと262.1%の増加となっている。

65歳以上の常用労働者数は19,560人で、前年より1,874人(10.6%)増加

51人以上規模の企業で義務化前と比較すると、5,871人から17,722人へと301.9%の増加となっている。

【別表7】

(注1) 定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年4月までに段階的に引き上げられ、平成22年4月1日に63歳から64歳になっています。

(注2) 事業主は継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で基準を設けることが認められています(中小企業については、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められています。)

<集計対象>

31人以上規模の企業 3,465社

中小企業(31～300人規模): 3,133社

(うち31～50人規模: 1,056社、51～300人規模: 2,077社)

大企業 (301人以上規模): 332社

<今後の取り組み>

千葉労働局では、平成 22 年度末を目途に、高年齢者雇用確保措置の定着を図るとともに、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合を 54.3% (全国 50.0%)、企業の実情に応じた何らかの仕組みで 70 歳まで働ける企業の割合を 25.0% (全国 20.0%) とすることを目指し、次のような取り組みを進めていきます。

高年齢者雇用確保措置をまだ実施していない企業に対しては、労働局及びハローワークの幹部が直接訪問指導を行うなど、集中的な取り組みを実施します。

「希望者全員が 65 歳まで働ける制度」の導入に向けて、企業に積極的に働きかけます。

「定年引上げ等奨励金」の活用などにより、「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発を進めます。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」といいます。)の実施済企業の割合は95.4%(3,306社)(前年比0.3ポイントの上昇)、51人以上規模の企業で96.4%(2,322社)(前年比同率)となっています。

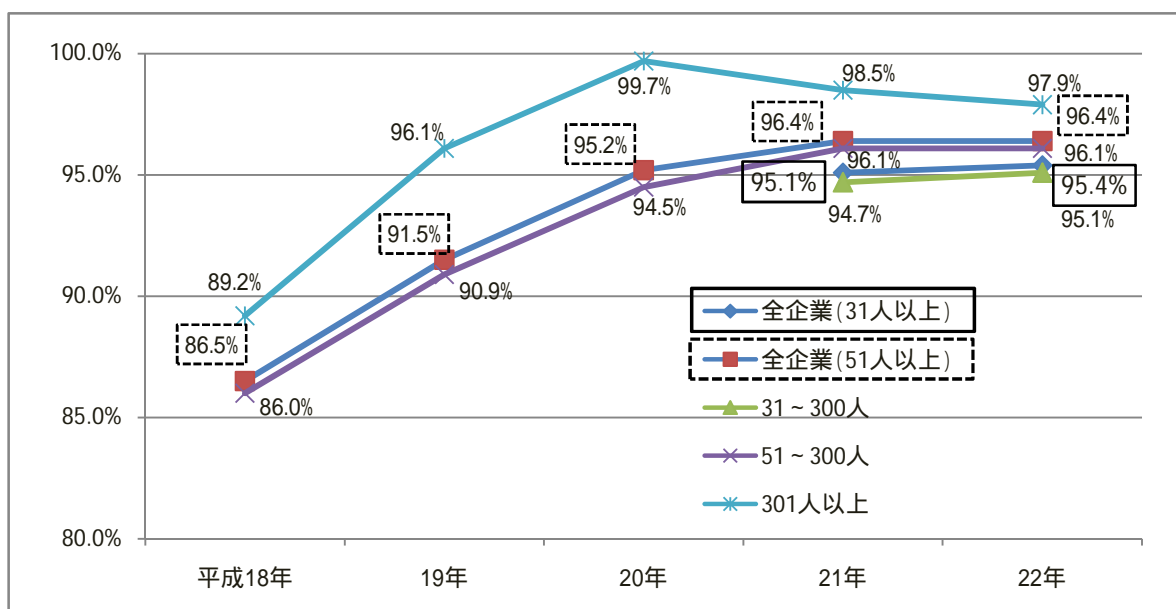
一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.6%(159社)(前年比0.3ポイントの低下)、51人以上規模の企業で3.6%(87社)(前年比同率)となっています。

平成22年4月1日より、雇用確保措置の義務年齢が63歳から64歳に引き上げられている一方で、企業における雇用確保措置は着実に進展しています。

【別紙表1】

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では97.9%(325社)(前年比0.6ポイントの低下)、中小企業では95.1%(2,981社)(前年比0.4ポイントの上昇)となっています。大企業のほとんどが雇用確保措置を実施している一方で、若干の実施割合の低下が見られます。また、中小企業では特に、31~50人規模企業での実施割合の上昇が顕著に表れています。【別紙表1】



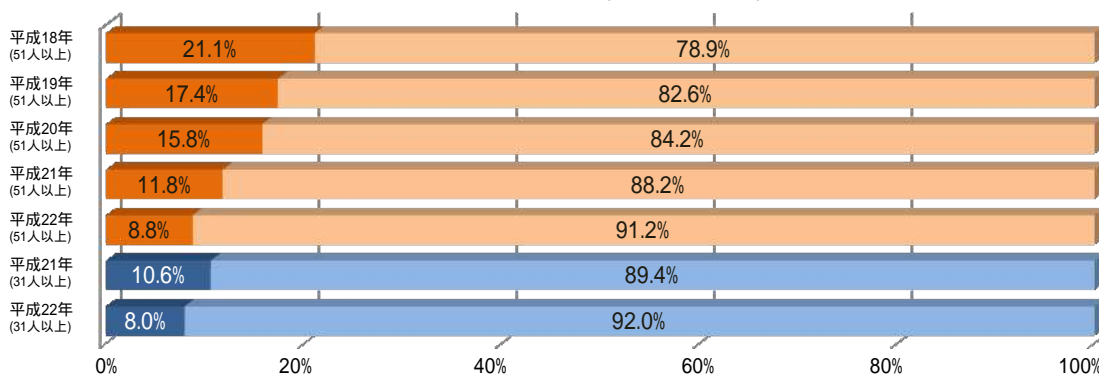
(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は8.0%(266社)(51人以上規模の企業で8.8%(205社))となっている一方で、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は92.0%(3,040社)(前年比2.6ポイントの上昇)となっています。【別紙表3 1】

雇用確保措置の上限年齢

【51人以上規模】 64歳(H19～21は63～64歳)(H18は62～64歳)
65歳以上

【31人以上規模】 64歳(H21は63～64歳) 65歳以上

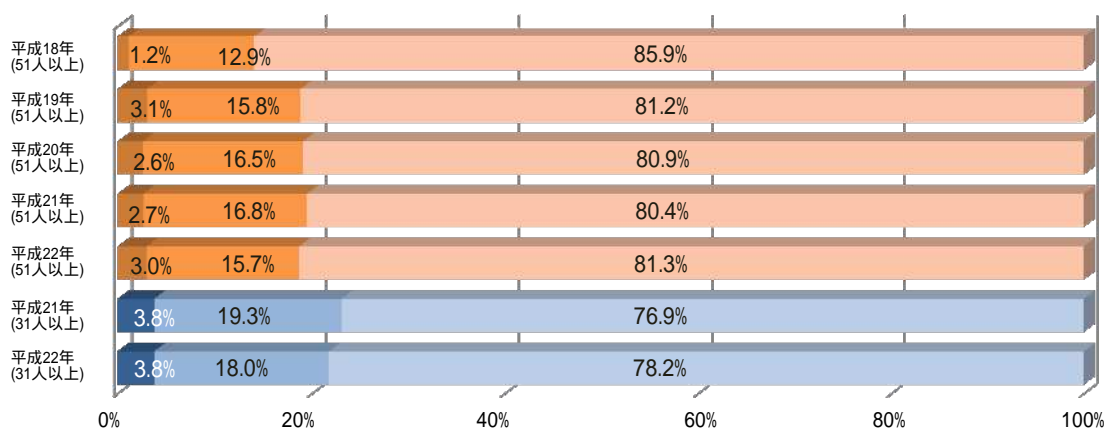


(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.8% (127 社) (前年比同率)、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 18.0% (594 社) (前年比 1.3 ポイントの低下)、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 78.2% (2,585 社) (前年比 1.3 ポイントの上昇) となっており、定年制度により雇用確保措置を講じる企業よりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が上昇しています。【別紙表 3 2】

雇用確保措置の内訳

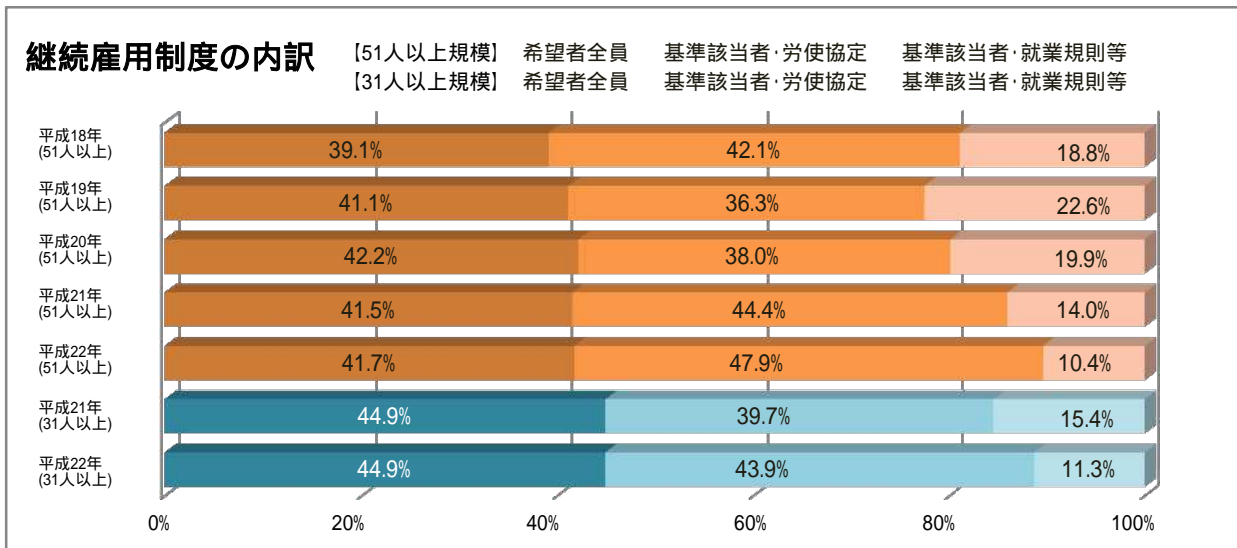
【51人以上規模】 定年の定め廃止 定年の引上げ 継続雇用制度の導入
【31人以上規模】 定年の定め廃止 定年の引上げ 継続雇用制度の導入



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,585 社)のうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は 44.9% (1,160 社) (前年比同率)、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 43.9% (1,134 社) (前年比 4.2 ポイントの上昇)、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 11.3% (291 社) (前年比 4.1 ポイントの低下) となっています。

【別紙表 3 3】



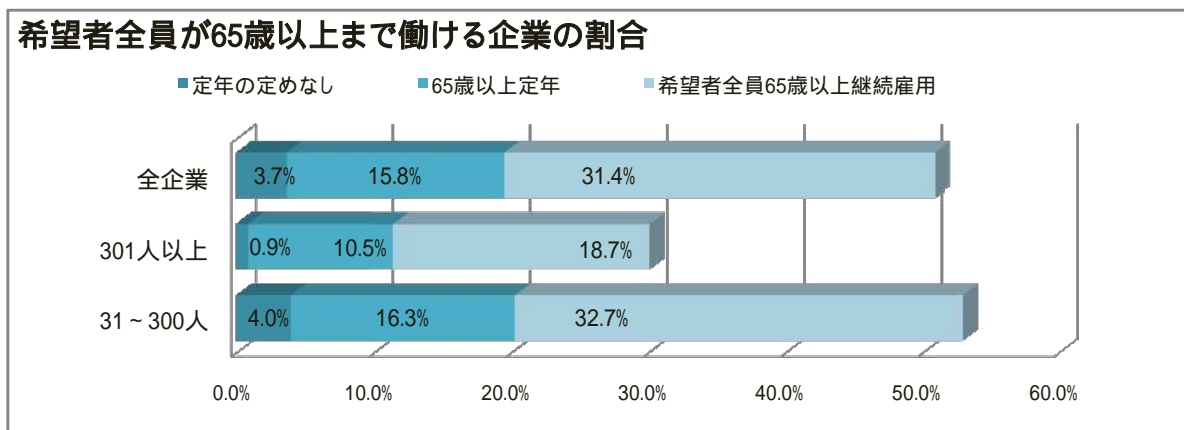
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は50.9% (1,762社) (前年比1.4ポイントの上昇) となっています。

企業規模別に見ると、中小企業では53.0% (1,662社) (前年比1.1ポイントの上昇)、大企業では30.1% (100社) (前年比2.8ポイントの上昇) となっています。

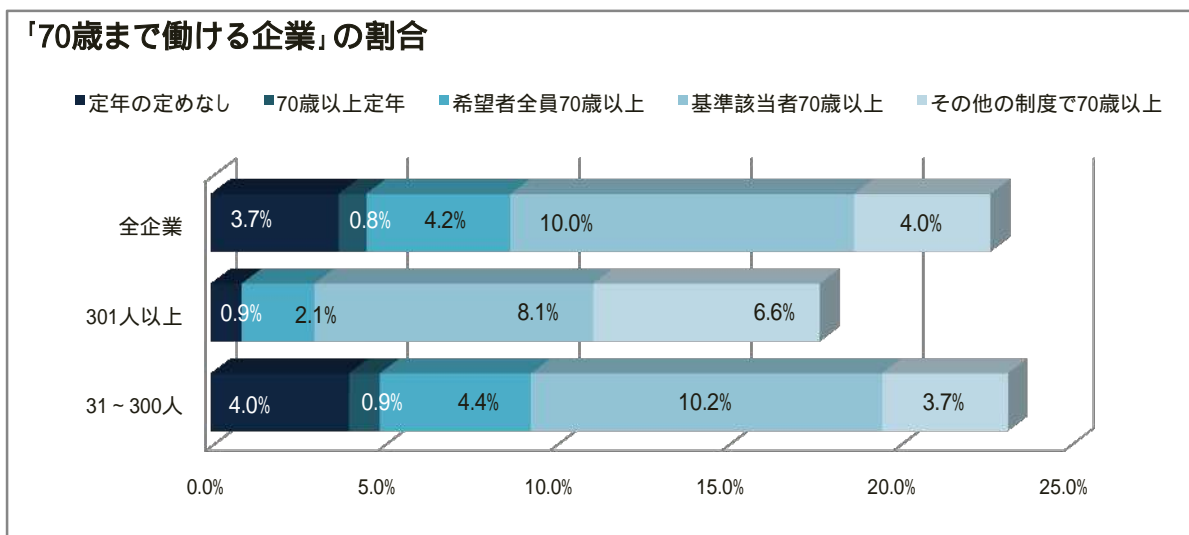
【別紙表4】



(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は22.6% (782社) (前年比0.7ポイントの上昇) となっています。

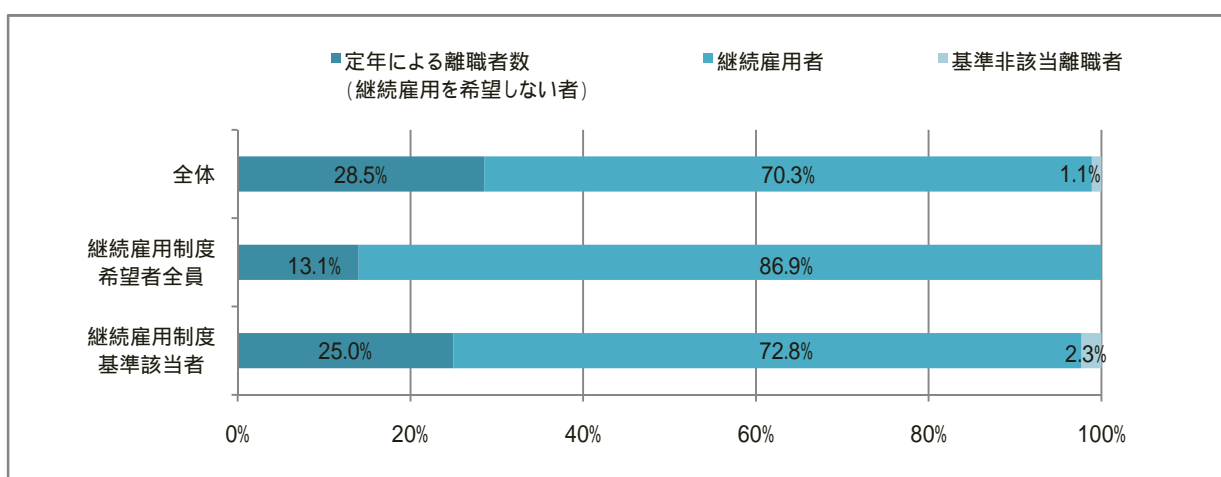
企業規模別に見ると、中小企業では23.1% (723社) (前年比0.5ポイントの上昇)、大企業では17.8% (59社) (前年比2.8ポイントの上昇) となっています。【別紙表5】



3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者 10,297 人のうち、継続雇用された者の数(割合)は 7,241 人(70.3%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 117 人(1.1%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は 98.4%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は 1.6%となっています。

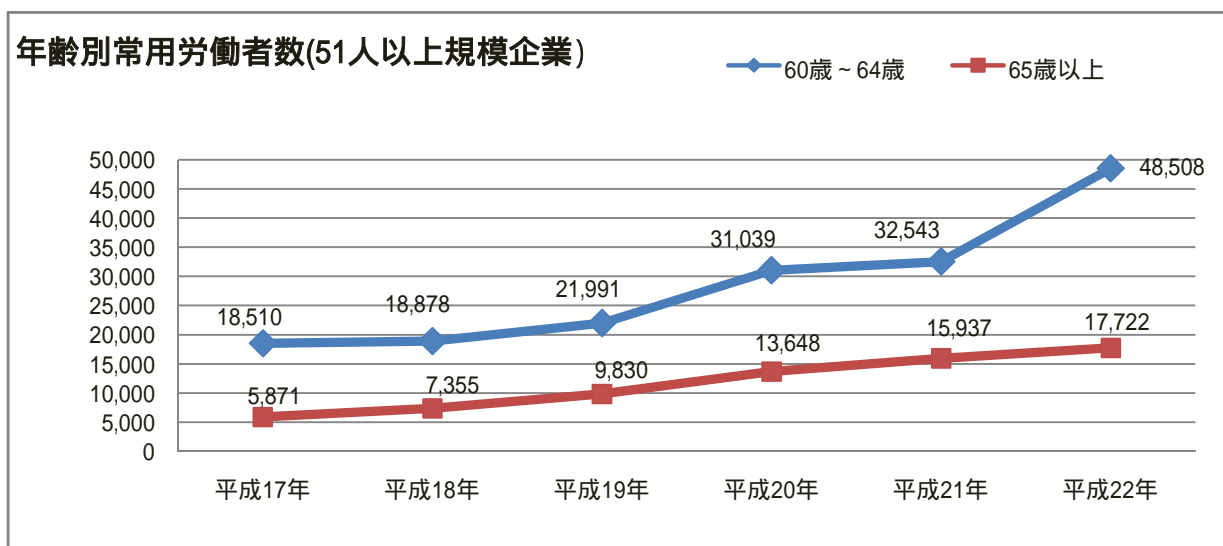
また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者 3,194 人のうち、継続雇用された者の数(割合)は 2,776 人(86.9%)となっています。基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者 4,513 人のうち、継続雇用された者の数(割合)は 3,284 人(72.8%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は 102 人(2.3%)となっています。【別紙表6】



4 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

31人以上規模企業における60歳～64歳の常用労働者数は52,310人(前年比45.1%の増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、18,510人から48,508人に増加(162.1%の増加)しています。

31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は19,560人(前年比10.6%の増加)、51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、5,871人から17,722人に増加(201.9%の増加)と、高年齢労働者は引き続き大幅に増加傾向になっています。【別紙表7】



5 今後の取り組み

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置は着実に進展していますが、未実施企業が159社あることから、引き続き、労働局及びハローワーク幹部の訪問指導等を実施し、早期解消を図ります。

(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえて、60歳代前半の雇用確保を図るために、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでいただくよう、企業に積極的に働きかけを行います。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえて、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組めます。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	実施済み		未実施		+ 合計	
31～300人	2,981	(2,906)	152	(163)	3,133	(3,069)
	95.1%	(94.7%)	4.9%	(5.3%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	984	(952)	72	(84)	1,056	(1,036)
	93.2%	(91.9%)	6.8%	(8.1%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	1,997	(1,954)	80	(79)	2,077	(2,033)
	96.1%	(96.1%)	3.9%	(3.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	325	(321)	7	(5)	332	(326)
	97.9%	(98.5%)	2.1%	(1.5%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	3,306	(3,227)	159	(168)	3,465	(3,395)
	95.4%	(95.1%)	4.6%	(4.9%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	2,322	(2,275)	87	(84)	2,409	(2,359)
	96.4%	(96.4%)	3.6%	(3.6%)	100.0%	(100.0%)

(注)()内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	実施済企業割合		未実施企業割合							
	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上						
規模別	31～50人		93.2%	(91.9%)	6.8%	(8.1%)				
	51～100人		95.2%	(94.9%)	4.8%	(5.1%)				
	101～300人		97.5%	(97.8%)	2.5%	(2.2%)				
	301～500人		96.8%	(98.1%)	3.2%	(1.9%)				
	501～1,000人		98.3%	(99.1%)	1.7%	(0.9%)				
	1,001人以上		100.0%	(98.2%)	0.0%	(1.8%)				
	合計		95.4%	(95.1%)	4.6%	(4.9%)				
産業別	農、林、漁業		86.7%	(70.6%)	13.3%	(29.4%)	20.0%	(27.3%)		
	鉱業、採石業、砂利採取業		100.0%	-	100.0%	-	0.0%	-		
	建設業		93.9%	(95.1%)	96.2%	(96.0%)	6.1%	(4.9%)	3.8%	(4.0%)
	製造業		97.2%	(95.9%)	97.9%	(97.4%)	2.8%	(4.1%)	2.1%	(2.6%)
	電気・ガス・熱供給・水道業		100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業		93.8%	(94.9%)	94.4%	(96.6%)	6.2%	(5.1%)	5.6%	(3.4%)
	運輸、郵便業		95.4%	(94.9%)	96.0%	(96.0%)	4.6%	(5.1%)	4.0%	(4.0%)
	卸売業、小売業		93.7%	(93.2%)	96.7%	(95.4%)	6.3%	(6.8%)	3.3%	(4.6%)
	金融業、保険業		97.1%	(100.0%)	96.7%	(100.0%)	2.9%	(0.0%)	3.3%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業		96.2%	(90.7%)	97.4%	(95.0%)	3.8%	(9.3%)	2.6%	(5.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業		97.5%	(94.5%)	97.9%	(97.1%)	2.5%	(5.5%)	2.1%	(2.9%)
	宿泊業、飲食サービス業		94.8%	(98.6%)	96.8%	(100.0%)	5.2%	(1.4%)	3.2%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業		93.2%	(94.5%)	94.8%	(94.7%)	6.8%	(5.5%)	5.2%	(5.3%)
	教育、学習支援業		96.5%	(95.5%)	94.8%	(96.7%)	3.5%	(4.5%)	5.2%	(3.3%)
	医療、福祉		95.4%	(95.7%)	95.7%	(95.9%)	4.6%	(4.3%)	4.3%	(4.1%)
	複合サービス事業		92.5%	(89.7%)	97.1%	(94.1%)	7.5%	(10.3%)	2.9%	(5.9%)
	サービス業(他に分類されないもの)		96.1%	(96.3%)	96.5%	(98.7%)	3.9%	(3.7%)	3.5%	(1.3%)
公務・その他		0.0%	(100.0%)	0.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	
合計		95.4%	(95.1%)	96.4%	(96.4%)	4.6%	(4.9%)	3.6%	(3.6%)	

表3 - 1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	65歳以上 (含定年制なし)		64歳 (H21年は63～64歳)		+ 合計	
31～300人	2,751	(2,618)	230	(288)	2,981	(2,906)
	92.3%	(90.1%)	7.7%	(9.9%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	923	(878)	61	(74)	984	(952)
	93.8%	(92.2%)	6.2%	(7.8%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	1,828	(1,740)	169	(214)	1,997	(1,954)
	91.5%	(89.0%)	8.5%	(11.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	289	(266)	36	(55)	325	(321)
	88.9%	(82.9%)	11.1%	(17.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	3,040	(2,884)	266	(343)	3,306	(3,227)
	92.0%	(89.4%)	8.0%	(10.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	2,117	(2,006)	205	(269)	2,322	(2,275)
	91.2%	(88.2%)	8.8%	(11.8%)	100.0%	(100.0%)

表3 - 2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	定年の定め廃止		定年の引上げ		継続雇用制度の導入		+ + 合計	
31～300人	124	(120)	558	(592)	2,299	(2,194)	2,981	(2,906)
	4.2%	(4.1%)	18.7%	(20.4%)	77.1%	(75.5%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	57	(62)	229	(238)	698	(652)	984	(952)
	5.8%	(6.5%)	23.3%	(25.0%)	70.9%	(68.5%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	67	(58)	329	(354)	1,601	(1,542)	1,997	(1,954)
	3.4%	(3.0%)	16.5%	(18.1%)	80.2%	(78.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	3	(3)	36	(30)	286	(288)	325	(321)
	0.9%	(0.9%)	11.1%	(9.3%)	88.0%	(89.7%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	127	(123)	594	(611)	2,585	(2,482)	3,306	(3,227)
	3.8%	(3.8%)	18.0%	(19.3%)	78.2%	(76.9%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	70	(61)	365	(384)	1,887	(1,830)	2,322	(2,275)
	3.0%	(2.7%)	15.7%	(16.8%)	81.3%	(80.4%)	100.0%	(100.0%)

表3 - 3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	希望者全員		基準該当者				+ 合計	
31～300人	1,085	(1,039)	1,214		(1,155)		2,299	(2,194)
			労使協定	就業規則等	291	(382)		
31～50人	373	(355)	325		(297)		698	(652)
			労使協定	就業規則等	94	(125)		
51～300人	712	(684)	889		(858)		1,601	(1,542)
			労使協定	就業規則等	197	(257)		
301人以上	75	(76)	211		(212)		286	(288)
			労使協定	就業規則等	-	-		
31人以上 総計	1,160	(1,115)	1,425		(1,367)		2,585	(2,482)
			労使協定	就業規則等	291	(382)		
51人以上 総計	787	(760)	1,100		(1,070)		1,887	(1,830)
			労使協定	就業規則等	197	(257)		

301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができるとする経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業(4社)については、雇用確保措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上していない。

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

				合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	124 (120)	512 (500)	1,026 (972)	1,662 (1,592)	3,133 (3,069)
	4.0% (3.9%)	16.3% (16.3%)	32.7% (31.7%)	53.0% (51.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	57 (62)	208 (202)	355 (340)	620 (604)	1,056 (1,036)
	5.4% (6.0%)	19.7% (19.5%)	33.6% (32.8%)	58.7% (58.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	67 (58)	304 (298)	671 (632)	1,042 (988)	2,077 (2,033)
	3.2% (2.9%)	14.6% (14.7%)	32.3% (31.1%)	50.2% (48.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (3)	35 (27)	62 (59)	100 (89)	332 (326)
	0.9% (0.9%)	10.5% (8.3%)	18.7% (18.1%)	30.1% (27.3%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	127 (123)	547 (527)	1,088 (1,031)	1,762 (1,681)	3,465 (3,395)
	3.7% (3.6%)	15.8% (15.5%)	31.4% (30.4%)	50.9% (49.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	70 (61)	339 (325)	733 (691)	1,142 (1,077)	2,409 (2,359)
	2.9% (2.6%)	14.1% (13.8%)	30.4% (29.3%)	47.4% (45.7%)	100.0% (100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

			継続雇用制度			合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	70歳以上定年	希望者全員	基準該当者	その他の制度で70歳		
			70歳以上	70歳以上	以上		
31～300人	124 (120)	27 (25)	137 (125)	319 (317)	116 (106)	723 (693)	3,133 (3,069)
	4.0% (3.9%)	0.9% (0.8%)	4.4% (4.1%)	10.2% (10.3%)	3.7% (3.5%)	23.1% (22.6%)	100.0% (100.0%)
31～50人	57 (62)	11 (10)	50 (38)	93 (84)	28 (29)	239 (223)	1,056 (1,036)
	5.4% (6.0%)	1.0% (1.0%)	4.7% (3.7%)	8.8% (8.1%)	2.7% (2.8%)	22.6% (21.5%)	100.0% (100.0%)
51～300人	67 (58)	16 (15)	87 (87)	226 (233)	88 (77)	484 (470)	2,077 (2,033)
	3.2% (2.9%)	0.8% (0.7%)	4.2% (4.3%)	10.9% (11.5%)	4.2% (3.8%)	23.3% (23.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (3)	0 (0)	7 (6)	27 (27)	22 (13)	59 (49)	332 (326)
	0.9% (0.9%)	0.0% (0.0%)	2.1% (1.8%)	8.1% (8.3%)	6.6% (4.0%)	17.8% (15.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	127 (123)	27 (25)	144 (131)	346 (344)	138 (119)	782 (742)	3,465 (3,395)
	3.7% (3.6%)	0.8% (0.7%)	4.2% (3.9%)	10.0% (10.1%)	4.0% (3.5%)	22.6% (21.9%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	70 (61)	16 (15)	94 (93)	253 (260)	110 (90)	543 (519)	2,409 (2,359)
	2.9% (2.6%)	0.7% (0.6%)	3.9% (3.9%)	10.5% (11.0%)	4.6% (3.8%)	22.5% (22.0%)	100.0% (100.0%)

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望し ない者)		継続雇用を 希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望した が基準に該当しない ことによる離職者		継続雇用 の終了によ る離職者
31人以上規模 企業合計	10,297人	2,939人	28.5%	7,358人	71.5% (100%)	7,241人	70.3% (98.4%)	117人	1.1% (1.6%)	2,250人
希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業	3,194人	417人	13.1%	2,777人	86.9% (100%)	2,776人	86.9% (100.0%)	1人	0.0% (0.0%)	551人
基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業	4,513人	1,127人	25.0%	3,386人	75.0% (100%)	3,284人	72.8% (97.0%)	102人	2.3% (3.0%)	1,521人

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。平成22年6月1日時点では定年制がなかった場合や希望者全員の継続雇用制度を設けていた企業でも、過去1年間においてそうでなかった場合には定年退職者や基準非該当離職者が生じていた場合もある。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60～64歳		65歳以上	
51人以上 規模企業	平成17年	401,661人	(100.0)	18,510人	(100.0)	5,871人	(100.0)
	平成18年	408,205人	(101.6)	18,878人	(102.0)	7,355人	(125.3)
	平成19年	426,681人	(106.2)	21,991人	(118.8)	9,830人	(167.4)
	平成20年	501,565人	(124.9)	31,039人	(167.7)	13,648人	(232.5)
	平成21年	480,325人	(119.6)	32,543人	(175.8)	15,937人	(271.5)
	平成22年	583,341人	(145.2)	48,508人	(262.1)	17,722人	(301.9)
31人以上 規模企業	平成21年	521,905人	(100.0)	36,060人	(100.0)	17,686人	(100.0)
	平成22年	625,905人	(119.9)	52,310人	(145.1)	19,560人	(110.6)

(注) 括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)